平成２９年（フ）第３０２号
東京都稲城市押立1720番地の３栄コーポ105号室
債務者　末森　千恵
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月22日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２２号
栃木県さくら市喜連川３―13―９、前住所栃木県宇都宮市中戸祭町774番地５　サマックスアルム201号
債務者　鷹松　直悦
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２７４１号
東京都江戸川区西一之江３丁目１―９―203
債務者　平田真由美
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７号
熊本県阿蘇市一の宮町手野2374番地
債務者　井野　福三
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午前11時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２９年（フ）第９９号
静岡市清水区渋川３丁目10番３号　パレーシャル渋川Ａ202号
債務者　山田　　悟
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６７３号
東京都墨田区東向島３丁目17―10―602
債務者　戸部　昭彦（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７２号
横浜市鶴見区佃野町12番20号　ＴＫハウス３Ｆ
債務者　中田　浩次
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６６３号
横浜市中区北方町２丁目90番地　ソシア本牧101号室
債務者　松浦　宣広
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７６３号
横浜市金沢区六浦２丁目９番18号
債務者　須田　直由
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２２号
横浜市南区浦舟町５丁目77番地24　日神パレステージ横浜阪東橋303号室
債務者　今成　浩司
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３８４号
横浜市保土ケ谷区岩井町106番地２　プランドール・マキ204号
債務者　嶋崎美紀子（旧姓軽部）
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５２号
神奈川県大和市西鶴間６丁目11番23号
債務者　上田　正治
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７７１号
神奈川県藤沢市白旗３丁目２番３―202号
債務者　夕木　　誠
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７７４号
横浜市保土ケ谷区仏向町530番地　小山荘２201号
債務者　千葉　信行
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１０２４３号
東京都昭島市朝日町２丁目３―24―303
破産者　石塚　清孝
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８８９号
埼玉県川口市朝日３丁目16―32―309
破産者　上野　勝利
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部